

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

令和6年3月14日開会

熊本県南小国町

## 令和5年度南小国町農業委員会3月総会

開催日時 令和6年3月14日(木) 午前10時00分から10時30分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員指名(4番委員、5番委員)

日程

1. 報告第 7号 農地法第18条(通知)
2. 議案第 27号 農地法第3条(委員会)
3. 議案第 28号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条  
(農用地利用集積計画の公告)
4. 議案第 号 その他

出席委員(5名)

3番 河津 篤 委員	4番 穴井 堅 委員
5番 日野 米藏 委員	6番 河津 博文 委員
7番 甲斐 義隆 委員	

欠席委員(3名)

1番 藤堂 伸二 委員
2番 北里 昌嗣 委員
8番 井野 みゆき 委員

職務のため議場に出席した事務局職員(2名)

事務局 長 河本 孝博
事務局 田北 雅昭

○会長

皆さんおはようございます。

先般の研修につきましては、参加者の皆さんには大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

それでは、令和6年3月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は1番藤堂委員、2番北里委員、8番井野委員から欠席の連絡がありました。

続きまして、本日の会議録署名委員の方を4番穴井委員、5番日野委員にお願いいたします。

## 報告第7号 農地法第18条（通知）

それでは議案に移ってまいります。

報告第7号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

### 【報告第7号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

申請番号 06-2 （所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,082㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）761㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,875㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）284㎡。以上、田4筆の4,002㎡です。（渡人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和6年1月31日。（解約形態）は合意解約となっております。

続きまして、申請番号 06-3 （所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,818㎡。以上、田1筆 1,818㎡です。（渡人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和6年1月31日。（解約形態）は合意解約となっております。

以上です。

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の農地法第18条第6項の規定による通知報告について、皆さんからご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

ありませんか。

（ありません。の声あり）

はい。それでは以上のおり報告を了承いただいたものとして、処理をいたします。

## 議案第27号 農地法第3条（委員会）

続きまして、議案第27号 農地法第3条について事務局から説明をお願いします。

資料の2ページをお開きください。

### 【議案第27号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 06-2 （権利）賃貸借権 （所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・

○事務局長

○会長

○事務局長

現況地目)共に田。(面積)1,082㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)761㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)1,875㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)284㎡。以上、田4筆の4,002㎡です。(渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(受人)同じく〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(申請事由)は現耕作者一時的離農のため。となっております。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、次のページに係る位置図、それから本日お配りしました3条現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして、別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきましては田北より説明させます。

○事務局

はい、それでは説明いたします。

本日配布している資料の農地法第3条関係許可審議票をご覧ください。

#### 【農地法第3条関係許可審議票について説明】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員についてご説明をお願いいたします。

4番穴井委員からお願いいたします。

○4番委員

はい。ではご説明申し上げます。

本件につきましては、前ページ報告事項にございましたとおり、耕作は〇〇〇〇氏が耕作をされておりましたけれども、この方は皆さんご存じのとおり娘さんの配偶者の方でございますけれども、この方が自分の家業といえますか、家業の方が忙しくて、中々農作業の方まで手が回らないということで、〇〇〇〇氏、この方も〇〇氏の甥御さんで、〇〇さんからすれば従兄弟ということになりますけれども、この方が申請事由にございますとおり一時的な離農のため、ということで出ていますとおり、何年か作っていただきますれば、また自分たちも年齢が上がるし農作業の方にも手が回ってくるんじゃないかということでの、〇〇〇〇氏に賃借で耕作をいただくということで、こういうふうな形になっております。

内容的には何ら問題はないと思えますけど、皆さんのご審議の程よろしく願い申し上げます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの件について、皆さんからご意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので当委員会としまして許可をいたします。

## 議案第28号 基盤強化法等の一部を改正する法律

### 附則第5条 (農用地利用集積計画の公告)

続きまして、議案第28号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条 (農用地利用集積計画の公告) について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

資料の4ページをお開きください。

#### 【議案第28号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条 (農用地利用集積計画の公告) について詳細に説明】

(権利種別) 貸借権設定です。申請番号 06-2 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,409 m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 915 m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 561 m<sup>2</sup>。満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 3,011 m<sup>2</sup>。以上田4筆の6,896 m<sup>2</sup>です。(利用権) は賃貸借権です。(渡人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇 〇〇氏 代表相続人 〇 〇〇〇氏。(受人) 同じく〇〇〇〇番地。〇 〇〇氏。(利用目的) は水稻。(借賃) は全筆で390kgです。(期間) は令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。新規となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の農用地利用集積計画について、皆さんからご意見ご質問等があればお願いいたします。

(○農地利用最適化推進委員手をあげる)

はい。○推進委員からお願いいたします。

○〇推進委員

議案27号は農地法第3条のどちらも賃貸借権ということですが、28号は基盤強化法ということではちょっと勉強不足で、なんで同じ賃借権なのに取り扱いが変わってくるのか、ということを知りたいです。

それともう一件、報告第7号でありました〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの解約ですが、その田んぼについては〇〇〇〇さんが今後は作るという解釈でよろしいでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。では今の○進委員の質問についてお答えします。

まず今回でいう議案の27号と28号、どちらもいわゆる貸し借りの権利なのでどうして申請の形態が分かれるのかということなんですけど、これは現在選択できるようになっているという面もあります。今日出ている〇 〇〇さん、それから〇〇〇〇さんについてはどちらを選んでも良い、という状態になっています。

ではどういうときに選ぶかということですね、本来農地法3条の方がハードルそのも

のは低いです。農地法3条の方が誰でも使えます。

例えば新規就農者の方。これから始めて農業をされる方。そのために農地を取得するという方は農地法3条でないと申請が出来ません。

それは何故かということですね、基盤強化法の利用権設定。今回の議案でいう28号の方が基盤強化法に従って南小国町が定めているある程度の基準、これぐらいの農業をやっているという方にしか利用権設定は使えないことになっておりますので、農地法3条のほうは少しハードルが低く、利用権の方がちょっと求める基準は高いということになっております。

一方、準備といえますか書類については利用権設定のほうが少ない、単純な申請書で済むんですけど、3条のほうが新規就農の方とかの内容を詳しく確認するため、より詳細な内容を書く申請書となっております。

今回のお二人がそれぞれどちらをなぜ選択したかということにつきましては、聞き取りは行っておりません。それぞれの事情で3条とそれから利用権設定で出されているかと思われま。

続いて、合意解約が行われていた〇〇〇〇さんの所有するほ場について、今後ということなんですけど、事務局で分かっているのは、少なくとも〇〇さんにお返しした田んぼについて今回、申請は出ていないという状態なんですけど、勿論その状態からいけば返却を受けた〇〇〇〇さんが耕作をするというところなのか、どなたか他の方に作業委託などを行うのか、ということなんですけど、その点については把握しておりません。もし、担当地区農業委員さんがその点についてお聞きしていれば、伺いたいと思います。

○会長

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員からお願いいたします。

○4番委員

この件については、私もはっきり聞いておりませんが、実質は次の方のですね第3条で賃借権をしております〇〇〇〇氏がですね、耕作の準備から植え付けまではされと思います。されたうえで、米等をですね〇〇〇〇氏が受け取るということで、そこ辺は親戚であり甥、おじさんの関係でございますので、おそらくそういう内容をすると思います。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○杉推進委員

はい。それともう一点、申し訳ないですが申請の事由に現耕作者一時的離農のためとありますが、これまでの議案を見たときにはずっと期間が設定されておりまして、一時的離農ということであれば、いつやめても良いという解釈でよろしいのでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。その点について事務局からお答えします。

資料には載らないんですけど、今回の農地法3条の申請書によると期間は3年間というところで契約をされているようです。

以上です。

- 杉推進委員 敢えて3年とはここに表示されなくてもよかったということですか。大概今までの議案は期間とか書いてありましたけど、今回は一時的離農という理由で期間がないもんですから単純に聞きました。
- 事務局 はい。これまで貸し借りの期間が出た資料というのは、利用権設定のほうには毎回期間の枠があったんですけど、3条は確かに今回期間の覧は資料の中に設けてありません。3条が貸借、貸し借りと売買と所有権移転ですね。両方あるんですけど、そうですね貸借の場合は期間もあった方が皆さんは見やすいですかね。
- この資料の絶体どこをどう載せないといけないというのは、勿論申請者の名前とか面積とか借り賃とか、そういった所は載せるようにしているんですけど、農地法の3条の貸し借りについて、もし期間の表示が必要ということであれば今後表示したいと思います。
- 今回はいつもの3条の資料の枠ということで期間は付けておりませんでしたけれど、今後必要であれば記載したいと思います。如何でしょうか。
- 会長 どうですかね。利用権設定の方で良いんじゃないかな。
- (4番委員手をあげる)
- 4番穴井委員。
- 4番委員 よろしいですか。分かりやすくするためには申請事由の下でもいいですから、何年とか事詳しくは書かなくて良いんですけど、3年とか5年とか書いていただいたほうが分かりやすいのは分かりやすいかなとは思いますが。
- 事務局 はい。ありがとうございます。
- そういった意見がありましたので、今後は農地法3条で貸し借りの申請が出た場合は備考覧に記入いたします。備考覧に貸借期間何年ということで記載をしたいと思います。
- 今回の申請は3年間となっております。
- 会長 それでは他に何かありませんか。
- (○農地利用最適化推進員手をあげる)
- 推進委員どうぞ。
- 推進委員 もう一点、賃借権設定を農業委員会で正式にするということについて、それをしなくて小作している例もあると思いますが、これをすることのメリットとありますか、ただ農地法でこうなっているからこうしなさいではなくて、何か農業会議に通しておけば5年間は完全にお墨付きがいただけるという解釈でいいのか。
- ちょっと個人的な貸し借りについてはいつ豹変するかわからん、というような不徹底がある恐れがあるから、メリットというのをごく簡単に説明していただけないでしょうか。皆さんに勧める上に於いても参考にしたいと思います。
- 会長 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。では事務局からお答えいたします。
- 今、○推進委員が言われたとおりではあるんですけど、いわゆるお墨付きといいますか、農業委員会総会でもって正式に認められた契約であることによって、それによって

借り主、貸し主共に権利が発生することになります。

私が例えば窓口で相談を受けたときによくお伝えするのは、仮にAさんとBさんがいて、Aさんの農地をBさんが借りる。5年間で借りますというときに、農業委員会を通した契約をきちんと結べばその5年間はAさんは貸している。Bさんは借りている。という権利を正式に持つことになります。では、これを農業委員会を通さなかった場合、AさんとBさんのお約束のみで貸し借りを行っていた場合、Aさんが急に気が変わって5年間の途中の1年、2年のどこかで急に、例えば親戚の方が家を建てるのにその土地を売ることになったのでBさん悪いけどもう返してくれ。引き上げてくれ。といった場合に、Bさんは正式に借りている主張が出来ない状態になります。借り主、貸し主、実際いろいろ事情はあると思うんですけど、借り主と貸し主さんは正式な契約を結んでいれば関係は対等です。それぞれに権利を主張することが出来ます。それが農業委員会の総会を通した契約でないと主張できない。正式な権利を持ってないということになります。Aさんが返してくれといったときにBさんはもう返さざるをえないというか、そこを主張することも出来ないの、貸し借りについてはそういったトラブルを避けるためにも、農業委員会にちゃんと申請してくださいね、というご案内を窓口等ではするようにしております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○杉推進委員

はい。勉強します。ありがとうございました。

○会長

他に皆さんから何かありませんでしょうか。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それではただ今の件について採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして決定したことを町へ通知いたします。

## そ の 他

続きまして、その他について何かございませんか。

(ありません。の声あり)

よろしいですか。

それでは、これで3月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年 3月14日

南小国町農業委員会会長

署名委員 4番委員

署名委員 5番委員

会議録調整者 田北雅昭  
本誌表紙共 枚